

吉川市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き



吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

双方または一方が性的指向または性自認に係る性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した「パートナーシップ」の関係にあること、また生計を同じくする子と家族として協力し合う「ファミリーシップ」の関係にあることを宣誓し、吉川市がその意思を尊重し、「宣誓証明書」等の証明書類を交付する制度です。

吉川市

目次

1	はじめに	1
2	宣誓を行うことができる方	2
3	宣誓に必要な書類	3
4	手続きの流れ	5
5	宣誓した後について	6
6	Q&A		
	制度の考え方・利用要件	7
	手続きに関すること	8
	宣誓後のこと	9
	証明書等の利用	9
7	相談窓口	10

1 はじめに

本市では、「吉川市人権施策推進指針」の理念に基づき、すべての市民が人権を尊重し合う社会の実現を目指し、様々な人権施策を推進しております。

人権尊重と相互理解のさらなる実現を図るため、令和4年2月1日から「吉川市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度は、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者等の二人に対して、市がその意思を尊重して宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付するものです。婚姻制度とは異なり、宣誓によって、法律上の権利や義務は生じませんが、性的指向や性自認に係る性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

今回、令和6年4月1日からパートナーシップにある者の双方または一方と生計を同じくする子と、家族として協力し合う関係である「ファミリーシップ」を導入することにより、性的指向又は性的少数者とその家族の生きづらさや困難さの軽減を目指します。

また、埼玉県内の自治体間連携に参加することにより、パートナーシップを宣誓した住民が、連携した市町村間で住所を異動した際の手続きを簡略化（一部書類の提出が不要になります）します。このことにより、住民の利便性を向上させます。

この「吉川市パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓制度」に対する市民や事業者の皆様への理解促進を通じて、多様な性への理解が広がり、差別や偏見のない人権尊重社会の実現を目指してまいります。

2 宣誓を行うことができる方

【パートナーシップ宣誓を行う方】

次のすべてに該当する必要があります。

(1) 双方が民法第4条に規定する年齢に達している。

(2) 双方が吉川市内に住所を有している。

もしくは、一方が吉川市内に住所を有し、他の一方が3月以内に吉川市内に住所を有する予定である。

もしくは、双方が3月以内に吉川市内に住所を有する予定である。

(3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び現にパートナーシップの関係にある者がいない。

(4) 双方が民法に規定されている近親者^{*}同士でない。

※パートナーシップを目的とした養子縁組の場合は除く。

*近親者同士とは

直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係を言います。

- 直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

【ファミリーシップ宣誓を行う方】

上記パートナーシップ宣誓を行う方の要件をすべて満たしている方の双方または一方と

生計を同じくする子(実子又は養子)であり、次のいずれかに該当する必要があります。

いずれの場合も、パートナーシップ宣誓を行う方と同一の住所に限ります。

(1) 吉川市内に住所を有している。

(2) 3月以内に吉川市内に住所を有する予定である。

3 宣誓に必要な書類

宣誓には次の書類が必要です。

(1)吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)

必ず自署の上、提出してください。

自ら署名できない場合は、市職員立ち合いのもとで代筆が可能です。

社会生活上において通称名を使用している場合は、通称名での宣誓が可能です。

(2)吉川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書・承諾書(様式第2号)

「確認事項」欄を確認のうえ、記入してください。

(3)住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。(同一世帯の場合は1通)

ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子を含めた世帯全員の住民票の写し等を提出してください。

※吉川市に住所を有している場合は、本人に代わり担当課が取り寄せることについて承諾をいただいたうえ、提出を省略することが可能です。

(4)市内に転入を予定している方の取扱い

市内に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提出してください。

(5)独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市区町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

※吉川市が本籍地の場合は、本人に代わり担当課が取り寄せることについて承諾をいただいたうえ、提出を省略することが可能です。

外国籍の方は、本国官憲(在日大使館等)が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

ファミリーシップの宣誓を行う場合は、子を含めた戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を提出してください。

(6)通称名を使用していることが確認できる書類(通称名を使用する方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

(7)本人確認書類

旅券（パスポート）、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたものを提示していただきます。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求められることがあります。

【お知らせ】

吉川市と協定を結んだ他市町村で、パートナーシップ制度を利用している方が吉川市に転入される時は、提出書類を一部省略できることがあります。

詳しくは、本手引き巻末の担当までお問い合わせください。

4 手続きの流れ



○宣誓を希望される方は予め電話等でご連絡ください。
担当が内容を説明の上、宣誓日を予約していただきます。
※宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合もあります。

○3ページの「3 宣誓に必要な書類」を提出してください。
※住民票や戸籍抄本は、住所地や本籍地が吉川市の場合のみ省略が可能です。
○宣誓書類は市ホームページでご覧いただけます。

○提出された書類に基づいて、宣誓要件を満たしているか確認します。(1週間程度要します。)
○確認後ご連絡を差し上げます。証明書類の交付日を予約していただきます。

○予約された日時に必ず宣誓する全員でお越しください。
※プライバシー保護のため、希望に応じて個室で対応します。
○次の証明書類を交付します。
①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書(1枚)
②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード
(宣誓された人数分)

「1 事前連絡」～「4 証明書類の交付」の対応窓口・時間・連絡先

窓 口 吉川市役所市民参加推進課(2階9番窓口)
時 間 平日 午前8時30分～午後5時
電 話 048-982-9458
M a i l shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

5 宣誓した後について

(1) 証明書等

「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」は、大切に保管してください。

「宣誓証明カード」は、皆さんの関係を求められた際の証明としてご活用ください。

※宣誓証明書は法的な効力を有するものではありません。

(2) 証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付します。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。



(3) 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった時は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)に変更内容が確認できる書類(住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など)を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、上記「(2) 証明書等の再交付」のとおり申請してください。

(4) 証明書等の返還

パートナーシップの解消や市外へ転出する時、宣誓された方が死亡した時など、要件を満たさなくなった場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」(様式第7号)を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

6 Q&A

〈制度の考え方・利用要件〉

Q1 パートナーシップ宣誓やファミリーシップ宣誓は、結婚や養子縁組とどう違うのですか？

A1 結婚や養子縁組は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、吉川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規程)に基づき、二人のパートナーシップの関係や子とのファミリーシップの関係を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、パートナーシップやファミリーシップは、宣誓した皆さんを家族に近い関係として扱うなど、性的少数者やその家族に関する社会的理解が進み、パートナーシップやファミリーシップの関係が尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 婚姻に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活を継続することです。

Q5 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A5 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。

ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合は除きます。

Q6 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A6 外国籍の方も、吉川市民であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書(発行から3か月以内のもの)など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

なお、同性婚が認められている諸外国において、婚姻されたお二人が、吉川市において

宣誓したい場合には、必要書類など別途ご相談ください。

Q7 同居していません。宣誓できますか？

A7 同居していなくても、宣誓することができます。

ただし、将来、人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束していることが必要です。

Q8 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A8 周囲の人にカミングアウトしてなくても、宣誓することができます。

また、証明書類の交付の際は、プライベートに配慮し、希望に応じて個室を用意します。書類提出の際にお申し出ください。

〈手続きに関すること〉

Q9 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A9 吉川市役所市民参加推進課の窓口を設置しているほか、吉川市ホームページで手に入れることができます。

Q10 郵送や代理で手続きができますか？

A10 関係書類の提出は郵送で手続きすることが可能です。

しかし、ご自身で自署できず、代筆される場合は、必ず、ご本人と窓口の職員の立ち合いのもとで記入していただきます。

また、証明書類交付の際は、必ず宣誓した皆さん全員でお越しください。

Q11 パートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか？

A11 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく住民票や戸籍謄本の発行手数料、その写しに係る費用は、自己負担となります。

Q12 証明書は即日発行されますか？

A12 即日発行はできません。提出いただいた書類の内容確認のため1週間程度要します。確認後、来庁日時を決めたうえ窓口で証明書類を交付します。

Q13 通称名は使用できますか？

A13 既に日常生活において通称名を使用している場合は、通称名を使用することができます。その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類(社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料)を提示してください。

交付する証明書カードには、証明書欄に通称名、特記事項欄に戸籍上の氏名が記載されます。

Q 1 4 平日の日中は仕事があり、全員で来庁することは難しいのですが？

A 1 4 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q 1 5 他市町村でパートナーシップ制度を利用しています。

今後吉川市への転入を考えていますが、提出書類はすべて揃えないといけないのでしょうか？

A 1 5 吉川市と協定を結んでいる他市町村でパートナーシップ制度を利用されている方が、吉川市に転入される場合は、提出書類を一部省略できることがあります。詳しくは、本手引き巻末の担当までお問い合わせください。

〈宣誓した後のこと〉

Q 1 6 氏名や住所を変更したときはどうしたらいいですか？

A 1 6 提出した書類に記入した氏名や住所等を変更した場合は、速やかに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」（様式第6号）と、住民票などの添付書類を提出してください。

また、変更内容を記載しますので、「宣誓証明カード」もお持ちください。

Q 1 7 宣誓者が吉川市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A 1 7 宣誓者が吉川市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第7号）を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

なお、宣誓者が転出先で引き続きパートナーシップ宣誓を希望するときは、転出先市町村と吉川市が協定を結んでいるか確認しますので、事前にお問い合わせください。協定を結んでいる場合、転出先で提出する書類の一部を省略することができます。

Q 1 8 パートナーシップまたはファミリーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A 1 8 パートナーシップまたはファミリーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第7号）を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

〈証明書等の利用〉

Q 1 9 宣誓することで、受けられるサービスはどのようなものがありますか？

A 1 9 本宣誓を行うことで、新たに受けることができる市のサービスはありませんが、パートナーシップやファミリーシップの関係であっても、同一世帯の構成員として適用を受けられるものがあります。（生活保護制度や要介護認定制度の申請、身体障がい者等に対する自動車税の減免制度、罹災証明書の申請及び受領など）

また、民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件が異なることも考えられますので、詳しくは事業者へおたずねください。

7 相談窓口

にじいろ県民相談	☎0570-022-282
<p>性的指向（好きになる性）や性自認（自分の性の認識）に関する悩みについて、電話やLINEでご相談ください。</p> <p>窓 口：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 受付時間：毎週土曜日 18時～22時（最終受付は21時30分） LINE相談：https://lin.ee/2f90PQMd</p>	
	
セクシャル・マイノリティ電話法律相談	☎03-3581-5515
<p>電話相談料は無料です。LGBTの法律相談に詳しい弁護士がお受けします。</p> <p>窓 口：東京弁護士会 受付時間：毎月第2・第4木曜日（祝祭日は翌金曜日）17時～19時</p>	
よりそいホットライン	☎0120-279-338
<p>どんな人の、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探ります。</p> <p>窓 口：一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 受付時間：24時間年中無休 性別の違和や同性愛に関する相談は、ガイダンスに沿って#4を 押してください。</p>	

以下の相談窓口は専門の相談窓口ではありませんが、ご相談に応じています。

With You さいたま電話相談	①☎048-600-3800 ②☎048-600-3700（DV相談）
<p>①人間関係、家族・夫婦関係・生き方など様々な相談に応じます。 ②DVに関する相談を受けています。</p> <p>受付時間：月曜日～水曜日、金曜日、土曜日 9時30分～20時30分 日曜日、祝日・休日 9時30分～17時 （年未年始及び、臨時休館日を除く）</p>	
埼玉県こころの電話	☎048-723-1447
<p>心の健康や悩みに関する電話相談です。</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日・年未年始を除く）</p>	
DV相談	☎048-982-5968
<p>同居または同居していたパートナーからの暴力に関する相談に応じます。</p> <p>窓 口：吉川市配偶者暴力相談支援センター（吉川市役所市民参加推進課内） 受付時間：平日 9時～17時 月曜日、水曜日、金曜日は女性相談支援員が応じます。</p>	

吉川市はSDGsを推進しています



吉川市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和6年4月発行

吉川市市民生活部市民参加推進課

TEL 048-982-9458

FAX 048-981-5392

メール shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp